動物愛護週間 9月20日(木)~26日(水)

愛犬家の皆さんへ

覚を持つて定期的に散歩させる てしまいます。犬を飼っている自 ようにしましょう。 駄吠えをして近所に迷惑をかけ レスがたまり、かみついたり、無 犬は、運動不足になるとスト

うにしましょう。 綱(リード)を持つて散歩するよ や、公園で遊ばせる飼い主が目に により罰せられます。必ず引き つきますが、放し飼いは県の条例 いでください。放しながらの散歩 や庭での放し飼いは絶対にしな どを持参し、持ち帰って家庭のト 始末は、飼い主の責任です。袋な イレなどで処理しましょう。 おとなしいからといって、公園 また、散歩中に犬がしたフンの



よい飼い主になるために

ている!〟という苦情が頻繁に ○ 『野良猫の苦情』が増えてい す。マナーをよく守り、愛情と 飼い主のマナーがよくないので あります。犬猫の責任ではなく ○ ″犬や猫のフン公害で迷惑し 責任をもって飼いましょう。

与え、野良猫の増加とフン公害 の良い場所であるという印象を 餌を与えることは、 につながります。 飼い主でなくても、野良猫に 猫に居心地

て飼いましょう。 でするしつけをして責任をもっ 野良猫に餌を与えるのであれ 自分の猫としてフンを自宅

がつくように、飼い猫には目印 (首輪など)を付けるようにしま また、飼い猫と野良猫の区別

えてみましょう。 ことがあります。トイレなどは 多く、飼い主の気がつかないと から出さないなどの飼い方を考 きちんとしつけるとともに、家 ころで他人に迷惑をかけている 猫は放し飼いにされる場合が

犬や猫を捨てないで!

てられたらどんな気持ちになる しょに暮らしましょう。 安易に捨てたりせず、終生いっ あなたの家の前にペットを捨 飼えなくなったからといって

は? 捨てられたペットの気持ち 責任を持って飼いましよう。

でしょう?



問 各総合支所市民生活課 環境対策課(内線28・28)・

愛玩動物慰霊祭

会費 2、000円 金蔵寺 9月23日(日) む動物病院内 石巻獣医師会愛玩動物慰 92 5 6 2 南境字金沢10 午後2時 ぐりー

不法投棄は いけません!!

9月は廃棄物不法投棄 防止強化月間です。

することを目的としています。 やかに石巻保健所および警察署 地を監視する体制をとっていま 地区森林組合」と、情報提供の 巻支部」・「市内郵便局」・「石巻 るため、「宮城県タクシー協会石 が多々あります。市では、この あるいは、人目を忍んで他人の 合は、5年以下の懲役または、 により、不法投棄を未然に防止 などの関係機関に通報すること す。この監視体制は、投棄物や ための協定を結び、山林や市街 のほか、不法投棄監視を強化す 法投棄防止看板を設置するなど め、職員によるパトロールや不 ような行為を未然に防止するた の手によって、河川や山林に、 廃棄物が、一部の心無い人たち 1、000万円以下の罰金に処 投棄者を発見した場合には、 土地へ勝手に捨てられるケース 私たちの生活から排出される 不法投棄禁止違反の場

廃棄物対策課

(内線403・402)

開催の延期

出向き、地域の皆さんと気軽に 長と話すっ茶屋」を開催してい 意見交換を行う、移動市長室「市 市では、 市長が各総合支所に

都合により次のとおりの開催と は9月に開催することを、 市報 5月号にてお知らせしましたが、 北上地区および牡鹿地区の移 広報広聴課 10月2日(火)

時間はいずれも午後1~7時です。 **牡鹿総合支所** 11月2日(金) 北上総合支所 動市長室「市長と話すっ茶屋」 しますので、ご了承願います。

秋の交通安全市民総ぐるみ運動 -9月21日(金)~30日(日)

●重点目標●

-トベルトとチャイ 用の徹底/飲酒運転の根絶

防災対策課(内線521)・各総合支所総務企画課

生ごみ減量に取り組みましょう!

市で収集する「燃えるごみ」のうち、約30%が「生ごみ」といわれています。この「生ごみ」には、約60~70%の水分が含まれていて、焼却施設に負担がかかっています。

「燃えるごみ」として出す前に減らすことができれば、ごみの減量に大きな効果が得られます。

1 まずは生ごみを出さない工夫

《食料品を使い切る》

- 無駄なものは買わない
- ・冷蔵庫にある残り物でメニューを考える
- ・料理の工夫で野菜を丸ごと調理

《作ったものは残さず食べる》

- 作り過ぎない
- ・残ったおかずは冷蔵庫で上手に保存する

《ごみに出す際は水気を切る》

- ・乾いている生ごみは流し台に入れない
- 三角コーナーの生ごみはひと絞りしてからごみに出す

2 出てしまった生ごみはリサイクル

生ごみは、たい肥化することで資源(最終的には土)になり、燃やすことがなくなります。ごみの減量だけでなく、作物などのたい肥として利用することもでき一石二鳥といえます。

3 家庭用生ごみ減量対策補助金制度

生ごみの減量化、循環型社会の形成の一環として、自宅でたい肥化をしようとする方を支援するため、生ごみ容器(通称:コンポスト)、発酵容器(通称:EM発酵容器)、電気式生ごみ処理機を購入される方に対して補助金を交付しています。

詳しくは、市のホームページをご覧になるか、直接お問い合わせください。

申・問 廃棄物対策課(内線510)・各総合支所市民生活課

地域のみなさんで集団回収をはじめてみませんか?

市では、資源の有効利用を目的として、自主的に資源回収を実施している団体・グループ(子ども会・町内会・PTA・老人クラブなど)の皆さんに補助金を交付しています。身近なことから、ごみの減量化・リサイクルに参加してみてはいかがですか?

詳しくは、市のホームページをご覧になるか、直接お問い合わせください。

申・問 廃棄物対策課(内線510)・各総合支所市民生活課

ごみ集積所からの資源物の無断持ち去りは絶対にやめてください

対象資源物・・・古紙 (新聞紙・雑誌・古本・ダンボール・紙パック)、空き缶、空きビンなど

ごみ集積所に出された資源物については、市に所有権が帰属し、指定された事業者以外の者が資源物を持ち去ることを禁止しています。

市としては、警察署の協力を得ながらパトロールを継続的に実施し、資源物の持ち去りに対し、強い姿勢で挑む ことにしていますので、市民の皆さんにおきましても、持ち去りの現場を発見した場合、持ち去りに使用された車 両のナンバーなどを、連絡するなどの協力をお願いします。

問 廃棄物対策課(内線403・402)

事業所のごみは集積所には出せません

飲食店・商店・会社・工場事務所などから出るごみ(営業ごみ)は、法令によって自ら処理することが義務付けられています。営業に伴うごみは、自己処理するか収集運搬許可業者に依頼し、適切に処理してください。



